

基本点数表

令和7年度

(R7.4 月入所分より適用)

	要件	父母が保育できない理由・状況	基本点数
1	就労 (家庭外) ※内定を含む	月160時間以上の就労（それに見合う収入があること）	100
		月150時間以上160時間未満（それに見合う収入があること）	95
		月140時間以上150時間未満（それに見合う収入があること）	90
		月130時間以上140時間未満（それに見合う収入があること）	85
		月120時間以上130時間未満（それに見合う収入があること）	80
		月100時間以上120時間未満（それに見合う収入があること）	75
		月80時間以上100時間未満（それに見合う収入があること）	70
		月64時間以上80時間未満（それに見合う収入があること）	65
2	就労 (家庭内)	月160時間以上の就労（それに見合う収入があること）	90
		月150時間以上160時間未満（それに見合う収入があること）	85
		月140時間以上150時間未満（それに見合う収入があること）	80
		月130時間以上140時間未満（それに見合う収入があること）	75
		月120時間以上130時間未満（それに見合う収入があること）	70
		月100時間以上120時間未満（それに見合う収入があること）	65
		月80時間以上100時間未満（それに見合う収入があること）	60
		月64時間以上80時間未満（それに見合う収入があること）	55
3	就労（その他）	自営業（家族従業者）フリーランス等、保育に欠ける量を確認できない場合 ※追加資料の提出がある場合、上記の「就労1・2」の点数を適用。	55
4	出産	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	60
5	疾病など	疾病などにより、6ヶ月以上の期間入院または入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合。 （入所期間は1年以内の必要な期間とする。後2項目について同じ。）	100
		疾病などにより、常に安静を要するなど、保育が著しく困難な場合。	80
		疾病などにより、保育に支障がある場合。	60
5	障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1,A2の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	100
		複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	90
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳B1・B2の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。	80
		身体障害者手帳4～6級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	60
6	介護・看護	臥床者・重症心身障がい児（者）の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難な場合。	90
		病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ週20時間以上保育が困難な場合。	70
		病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、前2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合。	50
7	災害	震災・風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。	100
8	就学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に週5日以上かつ週40時間以上就学している。	90
		就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に週3日以上かつ週20時間以上就学している。	70
9	求職中 (入所期間は90日)	生計中心者が失業し、求職中である場合。（申込時点より過去3か月以内）	70
		起業準備中（法人設立予定・自営業を開始予定）	70
		生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合。	50
		上記の世帯以外で、求職中である場合。	30
10	町外在住	田原本町外に在住している場合は、父母の保育できない理由にかかわらず、「町外在住」が適用される。 ただし、町内保育園の保育士として就労する場合、または、田原本町に転入予定であり、入所希望日までに転入することが分かる書類 が提出されている場合は、町内在住者と同じ要件が適用される。	20
11	その他	DV・児童虐待等、その他町長が認める場合。	注釈3

(備考)

- 1 父母の保育に欠ける要件及び理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、入所申込み児童の基本点数とする。
- 3 ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本点数と110点との合算を、入所申込み児童の基本点数とする。
- 4 父母が複数の要件に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の要件を採用する。

(注釈)

- 1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- 2 要件1、2、8の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする
- 3 状況に応じ町長が定める。

調整指数表

	内容		指数
保育の代替手段	①	育児休業取得時に退所し、復職時に退所した児童及びそのきょうだいの申込みをする場合。	30
	②	すでに就労中であり、事業所内保育施設・認可外保育施設を利用している場合。 (※利用施設の入所が、確認できる資料の提出が必要。)	5
保育士応援	③	保護者が町内保育施設の保育士である。	30
きょうだいの状況	④	双子が同時に申し込みをする場合。(三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算する。)	5
	⑤	きょうだいが入所している施設に未入所の児童が入所を希望する場合。 (同一施設の選考においてのみ加点の対象とする。)	10
	⑥	きょうだいが町内の認定こども園・幼稚園(1号認定は除く)に入所している未入所の児童が、小規模保育所の入所を希望する場合。	10
その他	⑦	正当な理由なく入所内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来すような行為を行った場合。 (当該行為があった年度内の入所申し込みに対して減点を適用する。)	-20
	⑧	既に入所中であり、他の施設への転所を希望する場合。(やむを得ないと認められる場合を除く。)	-20
	⑨	きょうだいの入所している施設に、他の施設で入所している児童が転園を希望する場合。 (※転園において、きょうだいの入所している施設の選考においてのみ、この取扱いの対象とする。)	-10
	⑩	自営業専従者の給与が、勤務時間に見合う収入(都道府県の最低賃金以上)ではない場合	-10
	⑪	小規模保育所を卒園予定で、卒園後に連携施設の入所を希望する場合。	30
	⑫	小規模保育所を卒園予定で、卒園後に連携施設以外の入所を希望する場合。	5
	⑬	児童の家庭状況から町長が特に必要と認める場合。	※

※町長が特に必要と認める場合には、別途調整指数を設けることができるものとする。
※加点の調整指数は、町外在住者(転入予定者、町内保育所等の保育士を除く)に適用しない。

同点数内の順位表

1	要件間の優先順位(①～⑫の順) ①災害 ②ひとり親・生活保護世帯の就労・就学 ③就労(家庭外) ④就労(家庭内) ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨通学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫町外在住
2	連携施設へ入園を希望するもの。
3	同時入所を希望するきょうだいがあり、同時入所が見込めるもの又は既にきょうだいが入所しており、同一保育所に入所を希望するもの。
4	希望する施設数が多いもの。
5	当該保育施設又は保育事業の希望順位が高いもの。
6	保育ができる18歳以上の者と同居していないこと。